

令和2年9月吉日

## 西尾市立小中学校における携帯電話等の取扱いに関するガイドライン

西尾市教育委員会

本市の小中学校における携帯電話等の取扱いについては、令和2年7月31日付け文部科学省発出「学校における携帯電話の取扱い等について」を受け、児童生徒の携帯電話の持込みを「原則禁止」とする。しかし、携帯電話等を児童生徒の安全確保の上で、やむを得ず持込む事情が生じる場合は、例外的に認めるものとする。

### 1 学校が持込みを認める場合

- (1) 保護者及び児童生徒は、例外を求める理由を明らかにし、学校長宛に「携帯電話等の取扱いに関する同意確認書」を提出し、許可を得る。
- (2) 同意確認書の内容を踏まえて、学校と家庭が協力し、管理及び指導を行う。
- (3) 保管方法は、学校が指示する方法とする。
- (4) 事前に提出した同意確認書の内容を、児童生徒が守らない場合や保護者の協力が得られない場合は、一時的に、または長期にわたって持込みを制限する等の措置をとる。

### 2 学校での指導について

- (1) 携帯電話等を所持することに伴い、ネット依存やインターネットを介したいじめ・トラブル・高額課金・盗撮や自撮り被害等の犯罪被害が増加していること、それらに対する適切な対処について、積極的に指導する機会を設けること。
- (2) 上述の問題の対処法や情報モラル教育が充実していくよう、校内外研修を適切に活用し、教職員の指導力の向上を図ること。
- (3) P T A研修等を実施して、携帯電話等の利用に関する保護者の理解を深めること。

### 3 保護者の責任について

携帯電話等を子供に持たせるかどうかは、各家庭の方針に従って、その目的や必要性から保護者が判断する。子供に携帯電話等を持たせる場合は、家庭でのルールを設定し、保護者としての責任を持って、使用方法や使用時間等の管理や、使用に伴う危険やトラブル等への対処（フィルタリング機能の使用等）を行う必要がある。

以上の原則に鑑み、例外的に学校への持込みが認められた場合においても、保護者は各学校が示す同意確認書のルールを子供に確認させ、保護者の責任のもとで、守らせるようにする。

※携帯電話等の定義は、①フィーチャーフォン（いわゆるガラケー） ②スマートフォン ③子供向け携帯電話（基本的な通話、メール機能、GPS機能のみを搭載しているもの）とし、携帯ゲーム機や携帯音楽プレーヤー、タブレット型端末は、含めない。